

令和2年第11回
箕面市農業委員会総会会議録
令和2年11月17日(火)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年11月17日(火)
午後1時30分から午後1時45分まで
2. 出席委員(12名)

1番	稲垣 惠一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	笹川 治久	9番	岸本 信夫	10番	坂本 豊廣
11番	岡沢 聡	12番	尾崎 孝	13番	稲野 実
16番	中村 孝三	18番	中井 啓二	21番	中井 博幸
3. 欠席委員

5番	長澤 昇	6番	麻生 忠	7番	中井 徳治
8番	牧野 弘	14番	笹川 悦子	15番	中西 利一
17番	長澤 均	19番	加藤 博一	20番	野口 康夫
4. 会議録署名委員 12番 尾崎 孝 13番 稲野 実
5. 出席事務局職員
事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
主任 辻岡 昌樹、中井 正美、奥田 貴暉
6. 議事日程
第51号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第52号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
報告第55号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第56号 農地等状況報告の件

事務局
議長

以上、第51号議案のご説明とさせていただきます。
本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

坂本委員

第51号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、粟生外院■■■■の■■■■の■■■■側にある農地です。
申請人の■■■■氏は、■■■■年■■■■月■■■■日に、所有者であった■■■■の■■■■氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。
■■■■氏は現在■■■■歳で、所有農地すべてを貸し付けられており、そのうち利用権設定をされている農地につきましては、相続税納税猶予の対象となるため、この度、適格者証明を申請されたものです。

なお、申請地においては、令和元年7月2日に利用権が設定され、現在、■■■■氏が耕作を行っています。

今後農地として維持していく旨の誓約書も添付されておられますので、相続税納税猶予の適格者証明書の発行には、問題ないものと思われま

議長

以上、調査の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして原案どおり、承認することに決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

事務局

次に、日程第3、第52号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました、第52号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

買取りの申し出をされる土地は坊島■■■■、地目は、台帳畑、現況田、面積は■■■■平方メートル他2筆、合計3筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は■■■■、■■■■氏で、申出をする者との関係は■■■■となっています。

申し出人は、住所は同じで、■■■■です。

事務局
議長
岸本委員

申出事由は、故障で、申出事由が生じた日は令和2年10月28日です。
以上、第52号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
第52号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]を[]へ約[]メートル行ったところの東側の3筆の農地です。

申請人の[]の[]、[]氏は、これまで申請地を耕作されていましたが、故障のため農業の継続が困難となったことから、生産緑地の買い取り申出をするために、この度、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[]氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は[]氏本人が、家族の手伝いを得ながら、主として耕作をされていたことを確認しました。

なお、申請にあたっては、農作業に従事することが不可能であることの医師の診断書も添付されておりますので、主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上、調査の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

事務局

次に、日程第4、報告第55号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

報告第55号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は5ページからでございます。

届出地の所在は小野原東[]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は[]平方メートルです。

届出人の住所は[]、氏名は[]氏です。
職業は自営業、転用目的は野外駐車場となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年10月26日に専決し、処理するものでございます。

事務局
議長
稲野委員

以上、報告第55号のご説明とさせていただきます。
本件につきまして、稲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
報告第55号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、■■■■の■■■■の■■側、約■■メートルのところの農地です。

届出人の■■■■氏が、野外駐車場を設置されようとする事から、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、■■側は自己所有地、■■側は里道、■■側と■■側は道路となっており、雨水は■■側の道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われます。

以上、調査の報告を終わります。

議長

次に、日程第5、報告第56号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようですので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。
事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

(1月の農業委員会総会の開始時刻の変更について、次回の日程について連絡)

議長

これをもちまして、令和2年第11回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時45分閉会)

上記は、令和2年第11回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

稻垣 恵

署名委員

尾崎 孝

署名委員

稻野 実